



議第6号 三条市税条例の一部改正について

Q 今回の条例改正で、特定親族特別控除の対象人数および減税額の試算はどうか。

A 個人市民税の特定親族特別控除は、19歳以上23歳未満の子が年収約150万円まで働いても親が控除を受けられることができる仕組み。令和7年度ベースで試算すると、対象者は約200人、控除額は約380万円が見込まれる。

Q 市たばこ税の影響額はどの程度か。

A 市たばこ税は、加熱式たばこに対する換算方式が見直されるため、現在の販売本数を維持する前提で試算すると、8000万円程度の増収が見込まれる。

議第8号 三条市農業集落排水施設条例等の一部改正について

Q 吉野屋地区と大湯地区の農業集落排水施設統合の理由を伺う。

A 持続的な汚水処理システム構築に関するマニュアルに基づき、比較的小規模で統合が容易な吉野屋地区について、経費等を勘案し、大湯地区との統合が最適と判断。

議第10号 動産の取得について

Q 救急車の更新基準を伺う。

A 出動件数が多く、走行距離も長くなることから、10年を目安に更新する計画。

Q 済生会新潟県中央基幹病院開院の影響を伺う。

A 1件当たりの走行距離は減少したが、出動件数が増加したため、大きな変化はない。

議第11号 損害賠償の額の決定及び和解について

Q 公用車による事故の発生状況と防止の取り組みを伺う。

ており、台風等による崩壊も危惧される。以前、緊急的に市が撤去工事を行った例もある。今後の支援の見解を伺う。

A 所有者がいるため、複数家屋が被災した過去の火災と同様、個人で対応してもらう。周辺住民に危険を及ぼす可能性がある場合は、市として所有者に改善を求める。

Q 小規模災害事業再建支援事業費が、発災から1カ月と少し経過した、なおかつ議会最終日に提案された理由を伺う。

A 被災者の生活再建は自主再建が原則というのが基本的な考え。三条市が公費を投入して対応すべきことあるのかどうか見極めるために時間を要した。

Q 発災日や所在地区を限定せずに予算措置をすることはできなかったのか。市の見解を伺う。

A 火災で一定のエリアが被災した際に行政として支援を行った前例などを踏まえ、事業再建のための資金として提案させてもらった。がれきの撤去、事業の資金繰りへの支援が主要な要望だった。厳しい現状を踏まえつつ、臨時の制度として創設した。

A 令和6年度は55件、過去5年間の平均で59件の事故が発生。安全運転の徹底、交通ルールの順守等の周知を図っている。

議第12号 令和7年度 三条市一般会計補正予算

Q 特定空き家を公費解体する基準を伺う。

A 相続放棄等で所有者が不在、外壁や柱、屋根等の構造部材が崩壊または著しく劣化、倒壊や飛散などにより周辺環境に被害が及ぶ恐れがあることが条件。



Q クラウドファンディングを行う事業について伺う。

A 三条市のブランド化に貢献し、独自性やPR効果が高いかなどを総合的に判断。

Q にじいろ保育園の移転に伴う土地

購入費用として約9035万円が予算化された。平成20年の公立保育所民営化で、県央福祉会に移管、譲渡した旧嘉坪川保育所だ。という経過で、移転先はどこか。

A 建物は築51年が経過して老朽化し、敷地も手狭となったため、県央福祉会が移転改築を行う。

三条市は保育所において保育を行う責務を負うことから、公立保育所民営化の際には、土地を無償貸与、建物を無償譲渡とした。今回の移転でもこの考え方を踏襲し、建物は国の助成と合わせて補助金を交付し、土地は無償貸与するため市が購入するもの。

なお、移転先は塚野目五丁目地内、旧三条総合病院の東側である。

議第14号 令和7年度三条市 下水道事業会計補正予算

Q 大規模下水道管路特別重点調査の市民生活への影響を伺う。

A 下水道の使用制限等は発生せず、影響はない。

議第15号 令和7年度 三条市一般会計補正予算

Q 居島地内の火災で被災した中小企

けたことについて

・業者選定の公平、公正性と透明性の確保およびその説明責任について
・地方創生2.0における医療（ヘルス）ツーリズムの位置付けについて

A 答弁はいずれも「係争中のため答弁は控える」。

西川重則議員の質問

高齢化社会において高齢者に対応した施設の整備や対策について

Q 高齢者の免許証返納の状況は。また、返納後の移動手段における支援策は。

A 免許証返納高齢者は令和6年度では279件である。返納者にはデマンド交通の料金割引をはじめ、日常的に利用しやすいサービスの浸透を目指している。

Q 公衆トイレの洋式化について、高齢者は和式トイレが使えづらくなっている。高齢者の外出機会を増やすためにも公衆トイレの洋式化が必要ではないか。

A トイレのある公園等は56施設、うち洋式トイレが使える施設は38施

Q 交通規制等で市民生活に影響が出

A 連帯保証人は必要だが、必要以上の厳格さは求めない。

Q 融資実行の際の審査について伺う。

A 被災店舗は15店舗程度だが、営業していないものや同一営業のものもあると見込み、現時点では5事業者分を計上。市内に住所または事業所があり、同一事業を継続する事業者が対象。市の制度融資をベースとして、無利子、2年据え置き等、特別な措置を講じた。償還は市の制度融資と同様、限度額は既存の小規模企業者振興資金の融資実行額を踏まえ設定、設備資金はがれきの撤去費用にも充当可能。市が直接貸し付けるため、利子の負担はない。

Q 対象事業者、融資条件、限度額300万円の根拠と使途、市の負担を伺う。

A 生活再建は自主再建が原則であるが、被害状況、今後の課題等を勘案し、市としての対応、支援の範囲を検討して提案。

業者を支援するため、事業用資金の貸し付けを行うことになった経過を伺う。